

福祉事業者様へのお役立ち情報

OMジャーナル



For the next solutions

ONWARD MANAGEMENT

平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。気が付けばあっという間に夏の気配が感じられる季節になりました。宮城県では5/18に最高気温 30℃を観測し今年初の真夏日となりましたね。今回は職場に義務化される熱中症対策をお届けします。

職場での熱中症対策が義務化されます(令和 7 年 6 月 1 日より)

令和 7 年 6 月 1 日から労働安全衛生規則が改正されます。これによって職場における熱中症対策が義務化されます。現場で熱中症の症状がある人を見つけ迅速に対処することで、増加傾向にある死亡災害を防止しようというものです。

対象となるのは気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上実施が見込まれる作業等で、主に屋外作業や工場内での作業が想定されていますが、福祉事業においても「利用者送迎業務」「入浴介助業務」「屋外でのレクリエーション」など熱中症リスクの高い業務も多々あることに注意が必要です。

熱中症対策を怠った事業者には、職場の熱中症対策が不十分として企業責任が問われる可能性や、6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。これは、経営法人にとって「安全配慮義務」がさらに強化されたことを意味します。施設利用者のみならず労働者の熱中症対策もしっかり定めましょう。対策としては①WBGT（暑さ指数）の測定や②作業環境の改善、③教育・訓練の実施、④見舞金制度の導入、⑤まさかのための訴訟リスク回避などの対策が求められますが、これらのうち、特に④・⑤については、損害保険を通じて支援が可能です。「保険でどこまで備えられるの？」気になる方はオンワードマネジメントまでお問合せください。

- ① WBGT（暑さ指数）の測定
- ② 作業環境の改善
- ③ 教育訓練の実施
- ④ 災害補償制度（見舞金）の導入
- ⑤ まさかのための訴訟リスク対策



損害保険にて備えが可能です！

責任の所在に関わりなく
見舞金を支払う
災害補償制度の導入

けがや病気になった際の
経済的な支援
(見舞金制度)

まさかのための
訴訟リスク対策

賠償金や弁護士費用
などの備え

健康経営優良法人認定支援サービスについて

弊社ではリスクマネジメントサービスの一環として「健康経営優良法人認定支援サービス」を行っております。認定を受けることで様々なメリットが期待できます。

健康経営優良法人の認定を受けるメリット

- ・企業のイメージアップにつながり採用面でも有利になりやすい
- ・福利厚生が充実し離職率の低下が期待できる
- ・生産性の向上、社員のモチベーションアップにつながる etc・・・

話を聞いてみたい！ちょっと気になる！そんな時はお気軽にお問合せください。



HP・インスタ・Xでも情報発信中！フォローもお願いします

